E　I　G　　会　則

（名　称）

第 1 条 本会を「English Information Group（ＥＩＧ）」と称する。

（事　務　局）

第 2条 本会の事務局は防府市の指定する場所に置く。

（目　的）

第 3 条　本会は外国の方々に英語通訳等の活動を通じて防府市や山口県の文化や歴史等を紹介し、又防府市民の方々との交流をお手伝いすることで、友好、親睦の一助を担うことを目的とする。

（活　動）

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 英語圏の方々に防府市や山口県について英語で紹介する。
2. 英語圏の方々と防府市民との交流をお手伝いする。

（３）　年報を発行する。

（４） その他、目的を達成するために必要な活動を行なう。

（会員）

第 5 条 　この会の目的に賛同し、会員になろうとするものは、「入会申込書」に必要事項を記入し、在籍２年以上の会員のサインを添えて提出し、会長の承認を受けることとする。

（退　会）

第 6 条 　会員は、退会届けを提出して退会することができる。

退会の意思を表示した者については、その意思を確認したとき、また、本会に１ヶ年以上連絡がなく、且つ会合を欠席しているものについては、会員継続の意思がないものとみなし、年度末で退会したものとする。

（役　員）

第 7　条 　本会に次の役員を置く。

1. 会長
2. 運営委員　6名以内

（役員選出）

第 8　条　　会員の互選により会長を選任し、会長は運営委員を指名する。

（総　会）

第 9 条 　定期総会は毎年１回行い、会長が議長となる。

（会計年度）

第10 条 　会計年度は毎年　４月１日より、３月３１日までとする。

（会則の変更）

第 11 条 規約の改正は総会にて行う。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 附則 |  |  |  | 本会則は、２０１１年　１１　月　５　日より施行する。 |